

# ルールを守り

## 清潔な町づくり!!

「ごみ収集所のルールを守ろ

う！」これまで何度もお知らせしてきましたが、まだ一部の心ない方のために汚れている収集所が多く見受けられます。皆さんの住む光町を住みよい町にするため、お互いにルールを守りましょう。

ごみ収集所の正しい利用方法

### ☆収集所利用のルール

- (1)ごみは、可燃ごみ（生ごみ・紙類）と不燃ごみ（危険物・粗大ごみ）に区分して出します。
- (2)収集日の朝8時30分までに指定された収集所へ出します。
- (3)可燃ごみは毎週火曜日と金曜日、不燃ごみは毎月3日と17日

が収集日です。収集日以外にごみを出さないようにしましょう。

(4)可燃ごみは、環境衛生組合名入の収集袋を必ず使用しましょ。指定の袋以外は収集いたしません。

(5)収集所は、利用者で清潔にしましょう。

### ☆可燃ごみの出し方

- 生ごみは水分をよく切り、袋の口をよく締めて下さい。
- 紙、ダンボール等は手さげ可能な程度（5kg以内）にしばり、収集袋をつけて出して下さい。
- 不燃ごみは絶対混入しないで下さい。

●ビン・ガラス・セットモノ類、  
保健衛生課 Tel ④-11158 又は  
八日市場市ほか三町環境衛生組合 Tel 047971②-3036へ。

### ☆その他

●引越、改築、庭木の手入れなどで多量にごみが出たときは、環境衛生組合へ連絡し直接搬入して下さい。

●再利用可能なものは廃品回収等へ出すようにし、ごみの減量化に協力して下さい。

●問い合わせ先  
九月九日の五時間目に、全校生徒が体育館に集り、夏休み中等へ出すようにし、ごみの減量化に協力して下さい。

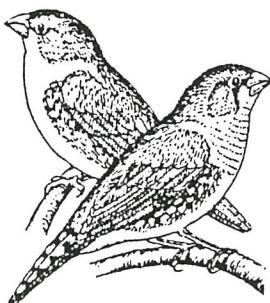
●問合せ先  
九月九日の五時間目に、全校生徒が体育館に集り、夏休み中等へ出すようにし、ごみの減量化に協力して下さい。

●問合せ先  
九月九日の五時間目に、全校生徒が体育館に集り、夏休み中等へ出すようにし、ごみの減量化に協力して下さい。

# 野鳥は正しい手続を…

小鳥の可愛らしい動作や、のどかな鳴りに魅せられて、家庭で飼われている方々は多いと思いますが、メジロ、ホオジロ、ウグイス等の山野の鳥（保護鳥）は、法律に定める手段によらない限り、むやみに捕えたり、飼養したりはできません。

一般に、小鳥屋さんで販売している鳥は、外国から輸入したもののが大半で、輸入した鳥には、一羽ごとに輸入証明書が発行されています。小鳥を購入する時には、この証明書を一諸にもらわなければなりません。



空缶・鉄屑類・ゴム類等に区分して下さい。

●空袋又はダンボール箱等に入れよしおり、内容を表示して下さい。

## 教育関係 に寄付

橋場 原 健さん.....三十万円  
橋場 越川 実さん.....東陽小に体育用ゼッケン八十枚

昭和五十九年度光中卒業生一同：大理石台付大時計ありがとうございました。

ても楽しい作品や、工夫のこらした作品の発表が続けられました。

学校訪問  
白浜小学校

おじやまします

